

第9章 雑則

(公告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

- 正会員、年会費 1500円

(2) 協力会員、年会費 500円

(3) 賛助会員、年会費 個人1000円、団体10000円

3 この法人の設立当初の役員は、第13条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2005年4月30日までとする。

(1) 理事長、氏名 平井 規仁

(2) 副理事長、氏名 田村 豊

(3) 理事、氏名 田中 寿徳

(4) 監事、氏名 笠野 泰史

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2004年1月31日までとする。

附則 この定款は、2011年4月2日から施行する。

附則 この定款は、2012年7月7日から施行する。